特 記 仕 様 書

第１条　目　　的

本特記仕様書は、福井県土木工事共通仕様書（令和６年４月　以下「共通仕様書」という。）を補足し、工事の施工に関する明細または、工事に固有の技術的要求を定めるものである。

なお、本特記仕様書に記載されている事項は、共通仕様書に優先するものとするが、図面等と内容が一致しない場合は、監督職員と協議すること。

第２条　施工条件の明示

下記項目、事項のうちレ印該当欄は、工事施工に当って制約等を受けることとなるので明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合および明示されていない制約が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
1	工程関係	別途工事との関連、制約 （共１編1-1-1-26）	☑ 関連する別途工事あり	・ 工種（勝山市立中学校建設工事） ・ 着工予定（着工済）
		施工時期・時間の制約 （共１編1-1-1-37）	☑ 施工期間・時間の指定あり	・ 期間（　　） ・ 時間（　通勤時間に注意　）
		施工方法の指定	□ 施工方法の指定あり	・ 内容（　　）
		関係機関との協議状況	☑ 関係機関等との協議に未成立あり	・ 協議内容（電気、通信管理者との移設協議） ・ 成立時期（令和8年予定）
		他官庁等との協議による条件	□ 他官庁等協議での条件により工程に影響あり	・ 条件（　　）
		地下埋設物等の事前調査、移設 （共１編1-1-1-27）	□ 事前調査あり ☑ 移設の予定あり	・ 調査期間（　　） ・ 移設期間（今後の協議による）
2	用地関係	工事用地・補償物件による着工制限	□ 未解決用地あり □ 物件撤去まで着工制限あり	・ 解決見込時期（　　） ・ 着工可能時期（　　）
		工事用地の確保 （共１編1-1-1-7）	□ 市から工事用地の提供あり □ 受注者において工事用地確保の必要あり	・ 内容（　　）
3	公害関係（福井県公共事業環境配慮ガイドライン）	家屋等の事前・事後調査 （共１編1-1-1-31）	□ 第三者被害が懸念される場合の事前・事後調査あり	・ 調査方法（　　）
		工事公害防止のための制限 （共１編1-1-1-31）	☑ 施工方法の制限あり □ 使用機械設備の制限あり □ 作業時間等の制限あり	☑ 騒音　☑ 振動 ☑ 排出ガス　□ 粉塵 □ 水質　□ 土壌 □ その他（　　） ・ 内容（　　）

	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
3	公害関係（福井県公共事業環境配慮ガイドライン）	低騒音・低振動型建設機械の使用 （共1編1-1-1-31）	□ 使用機械等の条件あり	・ 機種名（　　） ・ 内容（　　）
		水替・流入防止施設の条件	□ 水替・流入防止施設の条件あり	・ 内容（　　） ・ 対象工種（　　）
		濁水処理(排水工等)の条件	□ 濁水、泥水処理の条件あり □ 受注者の行う測定調査あり	・ 方法（　　） ・ 排水の水質（　　） ・ 内容（　　）
4	安全対策関係	交通安全施設等の指定 （共1編1-1-1-33）	□ 交通安全設備等条件あり □ 保安要員の条件あり	・ 配置の指定あり（　　） ・ 設備稼働（作業）時間（　　） ・ 対象工種（　　） ・ 保有資格 福井県公安委員会が指定する路線において、交通誘導業務を警備業者に委託する場合は、交通誘導警備検定（1級または2級）の合格者を、交通誘導業務を行う場所ごとに一人以上配置すること。
		近隣公共施設に対する制限 （共1編1-1-1-27）	□ 鉄道、ガス、電気等の近接作業あり	・ 工法制限あり（　　） ・ 作業時間制限あり（　　） ・ 防護施設指定あり（　　）
		発破作業等の制限、その 保安設備に対する制限 （共1編1-1-1-28）	□ 発破作業等に制限あり □ 保安設備、保安要員指定あり	・ 内容（　　） ・ 内容（　　）
		統括安全衛生管理義務者の指名	□ 労働安全衛生法第30条第１項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）の指名対象工事	・ 指名手続き完了後、工事着手
5	工事用道路関係	一般道路使用制限、補修条件 （共1編1-1-1-33）	□ 搬入経路、使用期間に制限あり □ 使用中、後の補修等条件あり	・ 搬入経路指定あり（　　） ・ 使用期間、時間制限あり（　　） ・ 内容（　　）
		一般道路の占用条件 （共1編1-1-1-33）	□ 一般道路の占用の期間、条件あり	・ 期間、時間制限内容（　　） □ 全面占用可　□ 片側占用可
		仮設道路を設置する場合その構造、事後処置 （共3編3-2-10-2）	□ 仮設道路の設置条件あり □ 仮設道路の工事終了後の条件 □ 仮設道路の維持補修条件	□ 一般交通供用あり　□ 安全施設等必要 □ 撤去　□ 存置 ・ 内容（　現況復旧　　）
6	仮設備関係	仮設備の使用条件	☑ 仮設構造物の転用、兼用あり	・ 期間（　　） ・ 内容（仮設土留の転用あり）
		仮設備の指定条件 （共3編3-2-10-1）	□ 仮設備の指定条件あり	・ 構造（　　） ・ 施工方法または設計条件 （　　）

	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
7	工事支障物件	占用物件等の移設、撤去防護等 （共1編1-1-1-27）	☑ 地上、地下の占用支障物件あり 受注者は、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず監督職員へ報告すること。なお、架空線管理者との協議により、架空線への防護管設置にかかる費用が有償となった場合は、契約変更の対象とする。	☑ 電気　☑ 電話 ☑ 水道　☐ ガス ☐ その他（　　） ・ 時期、期間（管理者との協議による） ・ 方法（管理者との協議による　）
		占用物件等の重複施工	☐ 占用物件との重複工事あり	☐ 電気　☐ 電話 ☐ 水道　☐ ガス ☐ その他（　　）
8	薬液注入関係	薬液注入の工法条件等 （共3編3-2-7-9）	☐ 施工（管理）方法の条件あり	・ 工法区分（　　） ・ 材料種類（　　） ・ 施工範囲（　　） ・ 削孔数量（　　） ・ 注入量（　　） ・ その他（　　）
9	地質条件	地質条件、地下水位、湧水量とその処理	☐ 発注者の事前調査あり（土質条件、地下水位設定、水処理条件等） ☑ 受注者の行う調査あり	・ 内容（方法：　　） （場所：　　） ・ 内容（矢板圧入の地盤最大N値が設計条件と異なる場合は、受注者にて追加調査を行い協議すること）
10	建設リサイクル関係（福井県公共事業環境配慮ガイドライン）	建設副産物 （共1編1-1-1-19） ・本仕様書に定めのない建設副産物の処理については、別途監督職員と協議のこと。	☑ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（この項目中「法」という。）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合	・ 特定建設資材の分別解体等の実施義務（法第9条） ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務(法第16条) ・ 工事契約までに分別解体等の計画等について書面による説明を行うこと（法12条） ・ 工事契約までに分別解体等の費用等を記載した書面を提出すること（法13条） ・ 再資源化等完了後の書面による報告（法18条）
			☑ 建設発生土の処理条件あり	☐ 建設発生土の自工区内利用の指定あり ☐ 建設発生土の工事間利用の指定あり ☐ ストックヤード利用の指定あり ☐ 建設発生土の指定処分地の指定あり ☐ 民間受入（公募）による搬出地の変更あり ☐ 契約後に搬出地の変更あり ・ 場所（　勝山市市有地　） ・ 条件（　　） 運搬距離　（　3.5　）km
			☑ 建設廃棄物の処理条件あり ・建設廃棄物の処理量が現地の状況により増減する場合、監督職員と速やかに協議を行うこと。 ・「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、再生資源化施設への搬出等建設副産物のリサイクルに努めること。	☑ アスファルト・コンクリート塊 ・ 場所（市岡組ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗﾝﾄ） ・ 処理方法制限あり（　　） ・ 受入条件あり（　　） ☑ コンクリート塊 ・ 場所（市岡組ﾘｻｲｸﾙﾌﾟﾗﾝﾄ） ・ 処理方法制限あり（　　） ・ 受入条件あり（　　）

	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
10	建設リサイクル関係（福井県公共事業環境配慮ガイドライン）	建設副産物 （共１編1-1-1-19） ・本仕様書に定めのない建設副産物の処理については、別途監督職員と協議のこと。	・搬出先に再資源化施設を記載する場合は、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない	□ 建設汚泥 ・ 場所（　　） ・ 処理方法制限あり（　　） ・ 受入条件あり（　　）
				□ 建設発生木材 ・ 場所（　　） ・ 処理方法制限あり（　　） ・ 受入条件あり（　　）
				□ その他 ・ 場所（　　） ・ 処理方法制限あり（　　） ・ 受入条件あり（　　）
			□ 建設発生木材の有効利用 植生基材吹付工、防草マルチングの実施は、「木材チップを利用した植生基材吹付工等の施工について」（平成２０年７月１５日付け農振第８３９号、土管第６７６号）によるものとする。	・ 建設発生木材の処理条件 （　　） ・ 使用材料および製品の条件 （　　）
			☑ 再生資源利用(計画・実施)書の作成 ☑ 再生資源利用促進(計画・実施)書の作成	・ 条件（土砂を５０m3以上､特定建設資材、砕石、その他再生資材を使用する工事） ・ 条件（建設発生土を５０m3以上、特定建設資材廃棄物、その他の建設廃棄物を搬出する工事）
			☑ 再生資源利用（促進）計画の現場掲示、受領書の交付、確認結果票の作成等 （「資源有効利用促進法省令の一部改正に関する特記事項」参照（注１））	・ 条件（①土砂：500m3以上､②砕石：500t以上、③加熱As混合物：200t以上、のいずれかを搬入する工事）または、 ・ 条件（①土砂：500m3以上､②Co塊・As塊・建設発生木材：合計200t以上、のいずれかを搬出する工事）
			☑ 建設廃棄物処理委託契約書の写しの提出	・ 条件（産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、廃棄物を搬出する前までに提出）
		グリーン購入 （共１編1-1-1-31）	☑ 工事用資材等の指定あり	□ 建設発生土またはその改良土を使用すること （搬出元：　　） ☑ 再生加熱アスファルト混合物を使用すること ☑ 再生骨材等を使用すること ☑ 再生材料を用いたコンクリート二次製品を使用すること □ 特に地域から発生する再資源を利用した製品を積極的に利用すること □ 地域から発生する再生資源を利用した製品を使用すること （品目名：　　） □ 剪定枝葉堆肥または下水汚泥コンポストを使用すること □ 福井県認定リサイクル製品の率先利用に努めること （品目名：　　） （　　）を使用すること
			□ 「福井県庁グリーン購入推進方針」に基づく環境物品等の購入計画の策定	・ 環境物品等の調達に係る判断基準を満たした資材等の購入計画を施工計画書に記載すること。
			□ 公共工事に係るグリーン購入調達記録表の提出	・ デジタルデータにより工事完成届と同時に提出すること

	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
11	施工体制	入札参加資格との 整合性の確保等	☑ 監理技術者、主任技術者の保有すべき資格 ☐ 技能者（オペレータ）の配置	・ 施工に際して、入札参加資格要件を満たす技術者および技能者（オペレータ）を配置すること。 求める資格等（入札参加資格要件以外） （　　）
		施工体制	☑ 施工体制台帳および施工体系図の提出	・ 条件（下請け契約のある全ての工事）
			☑ 工事元請・下請関係者届出書の提出	・ 全ての工事について提出。 該当なき場合は提出不要
			☑ 下請負人の選定	・ 下請業者を選定する場合には、勝山市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように務めること。
			☐ 名札等の着用 監理技術者、主任技術者（下請負を含む、専任義務のある場合）	・ 名札は顔写真、氏名、所属会社名、社印および発行年月日が入ったものとする
12	品質確保	段階確認および立会 **(共3編3-1-1-4)**	☑ 段階確認および立会の実施	・ 段階確認および立会の時期（共3編表3-1-1段階確認一覧表以外） （○○工　　○○時　段階確認） （　　）
		中間検査等 **(共3編3-1-1-8)**	☑ 中間検査および工事検査課確認の実施	・ 中間検査および事務所確認の時期 （○○工　　工事検査課確認） （○○工　　中間検査　） （　　）
		品質管理基準 **(共1編1-1-1-24)**	☑ 土木工事施工管理基準Ⅱ品質管理基準および規格値に定める試験項目等の実施	☐ 試験区分「その他」のうち （　　） ☐ その他実施する試験 （　　）
		高炉セメント等の使用について **(共2編2-2-6-1)**	☑ σck＝24N／mm2以下の無筋、鉄筋コンクリート（橋梁上部工は除く）および場所打杭は高炉セメントＢ種またはフライアッシュコンクリート(※)の使用を原則とする。（フライアッシュコンクリートを推奨する）	・ 設計図書の「高炉セメントＢ種」は、「高炉セメントＢ種またはフライアッシュコンクリート」と読み替える。
			☐ 本工事は、フライアッシュコンクリート(※)のモデル工事であり、フライアッシュコンクリートの使用を原則とする。	・ 設計図書の「高炉セメントＢ種」は、「フライアッシュコンクリート」と読み替える。
			※フライアッシュコンクリートとは、次のいずれかのコンクリートをいう。 ①フライアッシュを混和材として用いるコンクリート ②フライアッシュセメントを用いるコンクリート 詳細については、「（別添）フライアッシュコンクリートについて」（土木管理課ホームページ）参照のこと。	
		非破壊試験による配筋状態およびかぶり測定	☐ 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））	・ 鉄筋の配筋状況およびかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（国土交通省、平成30年10月）を適用
13	その他	施工計画書 **(共1編1-1-1-4)**	☑ 提出あり ☐ 提出なし（原則、請負金額250万円未満は提出不要）	☑ 通常版 ☐ 簡易版
		工事履行報告書の提出 **(共1編1-1-1-25)**	☑ 提出あり ☐ 提出なし（原則、請負金額500万円未満は提出不要）	

	区分	明示項目	明示事項	制約条件等
13	その他	設計変更 (共１編1-1-1-14～16)	☑ 具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」（福井県土木部）によることとする。	
		現場発生品・支給品の取扱 (共１編1-1-1-17)	□ 現場発生品あり □ 支給品あり	・ 品名（　　） ・ 納入または引渡し場所（　　）
		工事用資機材の管理	□ 資機材の保管条件あり □ 〃　仮置き条件あり	・ 場所（　　） ・ 期間（　　）
		県産品の活用	☑ 工事用資材の選定	・ 工事材料や物品等（仮設材（型枠等）を含む）の調達においては、県産品の活用に努めること。 ・ 別表に指定する資材を活用しない場合には県産品調達調書に理由等を記載し、提出すること。
		工事用資材	□ 工事用看板等	・ 表示板は、県内産間伐材を材料とする木製看板を用いること
		近接工事の間接費等の調整について	□ 密接に関係のある同一工事区域内の工事と同一施工業者が落札した場合は、両工事を合算したもので落札後調整を行う	・ 本工事の調整対象となる工事 （工事名：　　）
		特許料について （約第８条） (共１編1-1-1-40)	□ （　　）については（　　）工法によるものとする。この工法については特許権の対象である。	・ この工法によらない場合は、監督職員と別途協議するものとする。
		債務負担行為に係る契約の前払金について（約第４０条）	□ ゼロ国債工事である場合	・ 契約会計年度については前払金を支払わない。
		施設台帳の提出 (共3編3-1-1-9)	□ 対象となる施設の工事完了後、施設台帳を作成して工事打合せ簿および最終電子成果品として提出すること。なお、作成に必要な様式は監督職員が貸与する。	・ 作成対象となる施設 （○○台帳） （○○台帳）
		工事成績評定 （工事成績評定要領第2条）	☑ 工事成績評定対象	☑ 評定あり（請負金額500万円以上の場合） □ 評定なし（請負金額500万円未満の場合） □ 評定なし（応急工事、取壊解体工事、土砂運搬工事等）
		熱中症対策	☑ 熱中症対策の対象工事 現場管理費の補正を希望する場合に下記を提出 ・真夏日率算出表（様式1） ・熱中症対策に資する現場管理の実績確認書（様式2）	・「熱中症対策に資する現場管理費の補正の特記仕様書」によるものとする。（注1） ・ 工事打合せ簿に「熱中症に対する具体の対策内容」を記載すると共に、（様式1）および（様式2）を提出すること。
		遠隔地からの建設資材調達等	□ 遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更対象工事 □ 地域外から労働者確保に要する間接費の設計変更対象工事	・「遠隔地からの建設資材調達にかかる設計変更等の特記仕様書」によるものとする。（注1） ・ 変更対象の建設資材は表－2とのとおりとする。
		ＩＣＴ活用	□ ＩＣＴ活用工事試行要領の対象工事（発注者指定型） □ 現場見学会・講習会の実施	□ ICT土工（発注者指定型） ・ ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を実施すること。

電子納品（任意試行）対象工事

1　電子納品（任意試行）を希望する場合は、施工計画書に電子納品（任意試行）を行う旨を記載しなければならない。ここでいう電子納品とは、「勝山市電子納品（任意試行）要領（案）（平成25年　4月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

2　要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で1部提出するとともに、工事写真以外については、従来どおり紙媒体で1部提出するものとする。

なお、要領で特に記載のない項目については、原則として電子データを提供する義務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は協議のうえ電子化の是非を決定する。

3　電子成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

4　納品物の提出方法及び検査方法については、要領の表1を遵守しなければならない。

5　電子成果品は、要領に基づいて作成し納品すること。ただし、写真または図面のみでも納品することができる。

6　<u>電子納品（任意試行）については、辞退することができる。辞退する場合は、変更施工計画書及び施工実施書に、電子納品を行わない旨を記載しなければならない。</u>

熱中症対策に質する現場管理補正の試行

1　本工事は、熱中症対策に質する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に質する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は事前（施工計画書の提出時）に、「熱中症に対する具体の対策内容」を工事打合せ簿に記載し、監督職員と協議を行うこと。また、監督職員と事前に調整した期日までに、下記２つの資料を工事打合せ簿に添付し、監督職員に提出すること。

（１）真夏日率等算出表

（２）熱中症対策に質する現場管理の実績確認書

2　工事期間中における気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所の気温または、環境省が公表している暑さ指数（ＷＢＧＴ）を用いることとする。

3　対象期間は、工事の始期から工事の終期までの期間とし、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、フレックス方式の余裕期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

4　計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。

なお、真夏日とは下記①または②のいずれかの日とする。

①日最高気温が３０度以上の日

②暑さ指数（ＷＢＧＴ）が２５度以上の日

受注者は①または②を選択することができ、①、②の併用は不可

真夏日率（%）＝　工期中の真夏日　÷　工期

小数点以下３位を四捨五入して２位止め

補正値（%）＝　真夏日　×　補正係数　*１

*１補正係数：1.2

対象純工事費　×｛（現場管理費率×補正係数*2＋補正値｝

*2　土木工事積算基準書（Ｉ）Ｉ－2－②－27（３）